

## ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準の見直しに関する検討会（第2回）

### 議事要旨

1. 日時：2018（平成30）年2月27日（火）10:00～12:00

2. 場所：中央合同庁舎2号館1階共用会議室3A・3B

3. 議事要旨：

#### 3-1 開会

#### 3-2 議事

##### 3-2-1 ホテル・旅館のバリアフリー化に関する現状の取組等について

- ・事務局より資料1-1、国土交通省総合政策局より資料1-2、観光庁より資料1-3について説明
- ・質疑特になし

##### 3-2-2 ホテル・旅館の実態把握のためのアンケート調査結果報告

- ・事務局より資料2-1、2-2、2-3について説明

##### 3-2-3 ホテル・旅館の実態把握のためのヒアリング調査結果報告

- ・事務局より資料3について説明

##### 3-2-4 意見交換

#### （1）ホテル・旅館の実態把握のためのアンケート調査結果について

●今回のホテル・旅館のバリアフリー化の現状に関するアンケート調査は、回答する側の回答しやすさや集計しやすさも勘案し、WEBで実施した。各団体の協力を得ながら、より回収率を上げるための努力をしたが、結果的に606回答となった。回収率が低いという指摘もあるが、このデータをいかに読み取っていくかということが重要である。

なお、日本旅行業協会にも協力をいただいで、データを集めるということも考えられるが、個別の施設のデータを協会経由で提供してもらうことは難しい。

●606の回答データである程度の傾向をつかむことができることを評価したい。

●アンケートにおいては、規模が小さく和室が基本となる旅館や民宿等では、そもそもバリアリー対応が難しいこと等から、回答を控えてしまったという事情があるのではないかと。

●ご協力いただいたホテルは取り組みに前向きなホテルであると考えられる。必要な情報をどのように

届けるのかは重要な視点であり、観光庁の「宿発施設の情報発信に係る検討部会」で検討を進めているところである。今回のアンケート結果も含め、観光庁と連携しながら進めていく予定。データの公表等については可能な範囲での対応だとしても、効果的な公表の仕方を検討すべきではないか。

- 都市部に立地するホテルに限らず、都市から少し離れた観光地の旅館についても目を向ける必要がある。どの地域に UD ルームが少ないのか等、都市部と観光地で分けてデータを精査すべきではないか。
- 「問 11 車いす使用者が利用可能なトイレの有無」や車いす使用者用駐車場の有無、UD ルームの有無等について、開設年や規模（面積、客室数等）とのクロス集計が必要ではないか。
- 「問 15 UD ルームのタイプ」に「和室」とあるが、和室で本当に UD ルームになっているのか精査する必要があるのではないか。ただし、そもそもアンケートで使用している用語については、建築設計標準等で整理しているものであったとしても（例えば、「高齢者等に利用しやすい客室」の基準は、平成 28 年度の建築設計標準の改正において示した、一般客室で高齢者等が利用しやすい部屋を想定している）、回答者側が正しく理解していたのかということが課題ではある。今後のアンケートの分析においては留意されたい。
- 平成 28 年度に建築設計標準の改正に向けて行ったアンケート調査に比べ、今回のアンケート調査では調査対象の団体を増やしているが、結果は同様の傾向となっている。

## (2) ホテル・旅館の実態把握のためのヒアリング調査結果について

- ホテルの中でも都市型、リゾート型、ビジネスホテル型等があり、その違いでも受け止め方や温度差があるのではないか。また、2006 年以前のホテルでは UD ルームに対する温度差がある。都市部の UD ルームと観光地の UD ルームではニーズが異なり、特に大都市部の UD 化は優先順位が高いものとして議論してはどうか。
- 観光ホテルは和室が多く、都市型のホテルとは大きく異なる。旅館は和室の畳が基本であり、階段しかない旅館も多く、バリアフリー対応が難しい。新築はある程度対応することができるが、旅館の場合は基準差などがあってもよいのではないか。また、バリアフリー対応したいが、資金がないという旅館も多いため、既存の施設には配慮いただきたい。ただ、高齢者の利用は増えていることから、今後はバリアフリーに特化した旅館も出てくると考えられる。
- エリアによっては、車いすユーザーが頻繁に利用するホテルもある。また、競技大会等の際に団体での利用に対応したこと等によってホテル側の意識レベルが上がったということがある。障害者の方とのコミュニケーションについてホテル・旅館の間で情報交換することが必要である。
- リゾートならではの広めの部屋を用意することで、利用する障害者の方に喜んでいただけることがあ

る。ホテル・旅館側としては、機械的な設備だけでなく、真心のこもったサービスも推奨している。

- 今後、パラリンピックの招致大会等も開催されることが想定されるが、機運を盛り上げていくことも重要である。
- UD ルームの水まわりについて、広すぎる、重装備すぎるといった意見があるが、施設を整備する立場としては、各所管行政庁の指導により、多様な障害者への対応を求められてオーバースペックになっている場合もあるのではないかと推察する。今後の検討においては、障害者のニーズをタイプ分けするなど、どこまでの対応が必要なのかが整理されるとよい。重装備にする必要がなければ、空間はコンパクトになり、コストも低く抑えることが可能である。ドア幅や浴室の段差については新築であれば対応は可能と考える。
- 設計者や事業者がアクセシビリティを確保しようと思ったときに、客室のデザインに合うものがないことが課題となっている。在来工法なら対応できるかもしれないが、膨大なコストがかかる。
- 車いすユーザーには、アクティブなユーザー、電動車いすユーザー、(介護が必要な)高齢者のユーザーがあり、それぞれニーズが異なるため、区別して検討する必要がある。利用する人の状態によって求めるものが変わるため、一律に1つのパターンで解決することは難しいのではないかと。
- 一般客室のUD化を促進するためには、稼働率と質の確保の両面を考慮する必要がある。全体としては広めのニーズがあるため、料金はある程度高くなることについては、ユーザー側の理解も必要である。
- UD ルームの基準では、段差がなく、一定の広さのある部屋となるが、必要以上に広い必要はなく、部屋を使う際に快適に使えるかが大きな問題である。例えば部屋に内風呂のついた旅館等、障害がない方にも人気があり高齢者、障害者も使いやすいものが増え、使いやすい価格になるとよい。客室の選択肢が増えることが重要である。  
部屋内の回転についても、ベッドの間のスペースを使って転回することができればよく、目安として26㎡なら使える。なお、現状のUDルームが広すぎるということであれば、UDルームの基準を見直していくということもあるのではないかと。
- アクセシビリティガイドラインでは、建築設計標準よりもさらに広い部屋を求めている。普及にあたっては、日本独特の旅館や民泊への対応も含めて幅広い検討が必要となる。

### (3) その他

- 建築設計標準の改正において、客室についての記述を見直したところであるが、改めて検討することも必要ではないかと。

### 3-3 その他

- ・今年度の検討会はこれで終了。来年度の次回委員会は4月に入ってから調整、連絡を差し上げる予定。

### 3-4 閉会